

## 臨床宗教師の可能性

谷山洋三（東北大学）

「臨床宗教師」とは、布教伝道を目的とせず公共空間でスピリチュアルケアや宗教的ケアを提供する宗教者（僧侶、神職、神父、牧師など）を指す。東日本大震災後に、'chaplain' の邦訳として、在宅緩和ケア医である岡部健医師が提唱した新しい用語である。臨床宗教師の活動の場は、現状では医療、福祉、災害、よろず相談といったところだが、将来的には欧米のチャプレンのように軍隊、警察、消防、刑務所、学校等でも活躍してほしいと願っている。

例えば、看取りの場における臨床宗教師には、療養中の患者・家族のケアだけでなく、死別後のグリーフケア、さらにはスタッフのケアも期待される。特に、死生観に関することや、具体的な儀式については専門領域である。臨床宗教師の存在自体がスピリチュアルなニーズの表出を助けることになる。

臨床宗教師は次のようなプロセスを経てケアを提供する。スピリチュアルケアの基本は傾聴であり、非合理的な内容を含めて、多様な価値観を受容する。患者・家族のニーズを確認すれば、祈り・読経・祭具の提供といった宗教的資源を活用したケアもできる。さらに明確なニーズがある場合は、それを再確認した上で、信仰を得る／深めるための宗教的ケアをすることもできる（この場合には、他の宗教者を紹介することもあるが、いずれにせよ患者本人だけでなく、家族の了解も得て、慎重に対応する）。

活動の場としては、超高齢多死社会における看取りの現場、すなわち緩和ケア、在宅ケア、高齢者福祉といった分野でのニーズは一定程度あるものと思われる。それだけではなく、「生きていくこと、現在の活動を継続することが困難だ」と思われるような人のために、広く医療健康福祉分野、行政を含む被雇用者の相談、冠婚葬祭など人生の転機を迎える人々など、様々な分野で活躍できるものと期待している。

昔ながらの「よろず相談」と異なるのは、その対象が檀信徒や近隣住民に限定されないことと、宗教協力を前提とし、布教伝道を目的としない、という点である。還元すれば、現代社会の要請に添って公共性を担保している、という点が特徴だと言える。事例として、京都府は自殺対策に臨床宗教師を活用することを決めたが、その際には「臨床宗教師は政教分離の原則に抵触しない」と見なしている。

また、仏教学の研究・教育においても資する可能性がある。臨床宗教師は、寺院の内外の「苦悩する人々」の「生の声」を拾い上げることができる。このような現場の声を活かすことで、仏教学の対象の拡大と研究の活性化につながるものと思う。

<キーワード> 臨床宗教師、公共性、スピリチュアルケア